

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
12月4日
(火曜日)

目次

- 規則
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課).....一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....五
- 公告
県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....六
岩国都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....七
- 選管告示
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....七
- 公安委告示
技能検定員審査の実施.....七
教習指導員審査の実施.....一〇



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第三十一条」に改める。

第三条中「災害発生報告書(別記第一号様式)により」を削り、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第四条中「前条の」の下に「規定による」を加え、「当該補償を受けるべき者」を「被災職員等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、その災害が公務又は通勤により生じたものでないことの認定を行った旨を通知するときは、その理由を記載した書面によらなければならない。

第二十九条を第三十一条とし、第二十八条を第三十条とし、第二十七条の二を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(審査の申立ての教示)

第二十九条 実施機関は、職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する通知をする場合には、審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記 第一号様式及び第二号様式 削除

附則 この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年十二月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り	一日当た りの使用 時間
二七〇イ (二基)	三九一	平成三〇、 一、二、二六	平成三一、 四、三〇	平成三一、 五、一	連 続	二四時間
六三の三	四八、〇〇〇	〃	平成三〇、 一、二、二六	平成三〇、 一、二、二六	〃	〃

備考 「二七〇イ」及び「六三の三」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水		水 等		汚 染 状 態		汚 染 状 態		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
二七〇イ (二基)	三・五	七	二	二	九	九	一・三	一・三	七八二	七八二
六三の三	五	六	一五〇	一五〇	四〇	四〇	〇・七	〇・七	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
（一）種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	
中和処理施設	ステンレス製	一、二〇〇	中和	連続	二四時間	変動なし	(既設)	平成三〇、 二二、二六	平成三一、 三〇、三〇	平成三一、 五、一
酸化槽	鉄筋コンクリート	四八、〇〇〇	酸化	"	"	"	"	平成三〇、 一一、二六	"	平成三〇、 一一、二六
総合排水処理施設	堰 ^{せき} 囲い	三、八四〇、〇〇〇	沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既設)			

（二）処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
	処理前	処理後	最大値	通常値	
酸化槽	処理前	処理後	八 \times 六	七	" 四八、〇〇〇
	処理前	処理後	五	"	
中和処理施設	処理前	処理後	三 \cdot 五	八	" 七八七 \cdot 二五
	処理前	処理後	九 \times 六	"	
総合排水処理施設	処理前	処理後	九 \times 六	三	" 二、九四五、〇九八
	処理前	処理後	三	"	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m^3)
		最大値	通常値	
水素イオン濃度 (水素指数)	八	九 \times 六	六	二、九四五、〇九八
	六	六	六	
化学的酸素要求量 (mg/l)	二 \cdot 五	四 \cdot 三	五	二、九四五、〇九八
	六	六	六	
浮遊物質量 (mg/l)	一〇	六	六	二、九四五、〇九八
	六	六	六	
鉍油類 (mg/l)	一	一	一	二、九四五、〇九八
	一	一	一	
窒素 (mg/l)	一 \cdot 三	一 \cdot 二	二 \cdot 二	二、九四五、〇九八
	一 \cdot 三	一 \cdot 二	二 \cdot 二	
リン (mg/l)	〇 \cdot 一	〇 \cdot 一	〇 \cdot 一	二、九四五、〇九八
	〇 \cdot 一	〇 \cdot 一	〇 \cdot 一	

山口県告示第四百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年十二月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更前	変更後	通 常	最 大	
七四	八	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	大 通 常	二、九四、〇六
	九、六	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	大 通 常	二、九四、〇六
	三	〃	浮遊物質量 (mg/l)	大 通 常	二、九四、〇六
	五	〃	窒素	大 通 常	二、九四、〇六
	一〇	〃	リン	大 通 常	二、九四、〇六
	二〇	〃		大 通 常	二、九四、〇六
	一・三	〃		大 通 常	二、九四、〇六
	二・二	〃		大 通 常	二、九四、〇六
	〇・一	〃		大 通 常	二、九四、〇六
	〇・二	〃		大 通 常	二、九四、〇六
		〃		大 通 常	二、九四、〇六

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目	構造	能力 (m^3 /日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手 予定 年月日	工事完成 予定 年月日	使用開始 予定 年月日		
											変更前	変更後
総合排水処理施設	〃	堰 囲 い	三、八四〇、〇〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既)	〃	〃		
											変更前	変更後

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)				
	処理前		処理後							
	変更前	変更後	変更前	変更後						
総合排水処理施設	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四五、〇九八				
							変更前	変更後	変更前	変更後

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	項 目				排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)				
	No. 1 排 水 口		No. 2 排 水 口						
	変更前	変更後	変更前	変更後					
〃	〃	〃	〃	〃	二、九四五、〇九八				
						変更前	変更後	変更前	変更後

山口県告示第四百十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

り、東岐波県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 東岐波県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 宇部市大字東岐波字古丸尾地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造	地上六階建	造	延 べ 面 積	戸 数
			二、一二二平方メートル	三〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成三十年十二月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい

う。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年十二月二十日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十一年一月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三―三八七〇）にすること。



(二七六) 県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年十二月五日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二七七) 岩国都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画道路三・四・百一加賀開瀬田口線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
玖珂郡和木町和木一丁目、和木二丁目、和木三丁目、和木、大字瀬田及び瀬田二丁目
- 三 変更の内容
路線の廃止
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成三十年十二月四日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び和木町役場



山口県選挙管理委員会告示第九十六号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(昭和六十二年山口県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

- 「山崎病院」 下関市長府江下町九番五号」を
- 「豊関会記念病院」 下関市長府江下町二番一〇号」に改める。



山口県公安委員会告示第四十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年十二月四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)及び技能検定員審査(準中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成三十一年一月七日(月曜日)及び同月八日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年十二月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万三千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年一月八日(火曜日)及び同月九日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年十二月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十一年一月十日（木曜日）及び同月十一日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年十二月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた

額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十一年一月十日（木曜日）及び同月十一日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年十二月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

平成三十年十二月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三二二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第四十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年十二月四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成三十一年一月十五日(火曜日)及び同月十六日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年十二月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年一月十五日（火曜日）及び同月十六日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年十二月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十一年一月十七日（木曜日）及び同月十八日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年十二月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十一年一月十七日（木曜日）及び同月十八日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年十二月十日(月曜日) から同月十四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二十五円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成三十年十二月四日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁